令和2年第10回 湧別町農業員会総会議事録											
1.	会	期]	令和2年10)月28日 (水)	11時00分 開会 11時20分 閉会					
2.	場	所	Î	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室							
3.	議	件									
日	程	第	1	議事録署名委員の指名について							
日	程	第	2	会期の決定について							
日	程	第	3	諸般の報告について							
日	程	第	4	議案第1号 現況証明願いについて							
日	程	第	5	議案第2号	農地法第18条第1項第2号の規定による合 意解約について						
日	程	第	6	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画の決定について						
日	程	第	7	議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19 条第2項の規定による農用地利用配分計画案 の決定について						

4. 委員の出席状況 (出席委員)												
1	児嶋	和美	2	三澤	実	3	羽田	雄一	4	姉崎	淳一	
5	山﨑	幸一	6	佐藤	弘朗	7	和田	利弘				
9	藤井	和人	10	中原	修	11	渡辺	健一	12	島田	宗央	
13	長屋	教幸				15	松下	真	16	安藤	弘司	
			18	栗田	淳				20	千葉	実	
21	北谷	昭一				23	松田	和浩	24	佐藤	茂	
25	吉村	智之										
5.	5. 欠 席 委 員											
	8	小崎	勝敏	勝敏 14 関口 哲治 17 久保 拓也								
	19	松橋	聡	聡 22 秋葉 宏之								
6.	事	務	局									
	事務	事務局長		孔糸	2 :	主	幹	宮本	則幸			
	主	任	國分	. 昌宏	<u> </u>							

議長

定刻になりましたので、只今から令和2年第10回湧別町農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は、20名で過半数に達しておりますので、湧別町 農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の議事録署名委員については、9番 藤井委員、10番 中原委員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の 会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定 致しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の 行事について、事務局長より報告させます。

事務局

令和2年9月30日に開催されました令和2年第9回湧別町農業 委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。

10月15日(木)、北見市におきまして、第2回オホーツク農業委員会連合会役員会が開催され、これに会長が出席しております。

本日、令和2年第10回湧別町農業委員会総会を開催致しております。

以上、活動状況の報告と致します。

議長

日程第4、議案第1号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の2ページをご覧下さい。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されております。

内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧下さい。その1。

証明願出人、所有者ともに上富美、●●●●さんです。

土地の所在ですが、上富美●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1,547㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は関口委員、松田委員、安藤委員でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第1号の質疑を行います。農業委員会等に関する法律 第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願い します。暫時休憩します。

(●●委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ありませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。 おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありま せんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。

(●●委員着席)

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、議案第2号を議題と します。

事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の4ページをご覧下さい。議案第2号、農地法第18条第1 項第2号の規定による合意解約について。

別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において6件の合意解約が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧下さい。 番号1番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の

設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は24,395㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年2月28日から令和5年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年2月13日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をした者、中湧別東町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は59,552.24㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年3月27日から令和6年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年10月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をした者、芭露、●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は29,569㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年10月28日から令和7年10月27日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年10月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者、芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番●の内外計13筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は55,391㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年6月25日から令和5年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年10月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●外計14筆で、地目は公簿、現況共に畑、

合計面積は191,241㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年8月28日から令和9年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年10月16日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6・7ページにより位置説明)

続きまして議案書の6ページをご覧下さい。番号6番、利用権の設定をした者、八王子市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村一区、●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村一区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,846㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和元年6月28日から令和5年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年10月13日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おは かりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません か。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の7ページをご覧下さい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が2件、貸借権が5件、使用貸借が1件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の8ページをご覧下さい。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は4,846,000㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年10月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,017,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、川西、●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。 所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は25,371㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年10月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年12月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,551,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして議案書の9ページをご覧下さい。賃借権でございます。 はじめに番号1番、利用権の設定をする者は、中湧別東町、●●● ●さん、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●さんでございま す。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計2筆で合計面積は59,552.24㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年10月28日から令和6年11月30日までの4年間となっており、賃貸価格は267,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●さん、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計17筆で合計面積は84,960㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立す

る法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。 利用権の期限でございますが、本日、令和2年10月28日から令 和7年10月27日までの5年間となっており、賃貸価格は290, 000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、計呂地、 $\oplus \oplus \oplus \oplus$ さん、利用権の設定を受ける者は、計呂地、 $\oplus \oplus \oplus \oplus$ さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計13筆で合計面積は160,894㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年10月28日から令和9年11月30日までの7年間となっており、賃貸価格は346,000円でございます。

(別冊資料6・7ページにより位置説明)

続きまして10ページをご覧下さい。番号4番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、東、●

利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計19筆で合計面積は123,889.61㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年10月28日から令和7年8月25日までの5年間となっており、賃貸価格は255,920円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●● さん、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計5筆で合計面積は16,850.17㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます

利用権の期限でございますが、本日、令和2年10月28日から令和7年8月25日までの5年間となっており、賃貸価格は50,540円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧下さい。使用貸借でございま

す。番号1番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計13筆で合計面積は164,615㎡であり、利用権設定等の種類は使用賃借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年10月28日から令和12年11月30日までの10年間となっております。

(別冊資料10・11・12ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第3号の議案についての質疑を行います。先に10ページ4番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(●●委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから10ページ4番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。

(●●委員着席)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第3号の残りの議案の 質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の12ページをご覧下さい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人 北海道農業公社から別紙の農用地利用配分計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。なお、当該配分計画案について異存無き場合は、同法同条第3項の規定により、その旨農業委員会の意見として公益財団法人 北海道農業公社に提出するものであります。本総会において1件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧下さい。

番号1番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、富美、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在ですが、上富美●●番●の内外計14 筆で合計面積は98,129㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用権の期限でございますが、本日、令和2年10月28日から令和7年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、343,000円でございます。

(別冊資料13・14ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可 決されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。これで、令和2年第10回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 11時20分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員